令和８年（フ）第２２号
愛知県豊田市豊栄町５丁目30番地　Ｓｃｅｎａ　ＥＳＴ　407号、前住所愛知県岡崎市竜美東２丁目８番地20
破産者　中垣　仁志
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第９７８号
神戸市中央区野崎通３丁目３番33号　ヴェルベール野崎303
破産者　小西　啓介
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８６号
横浜市都筑区仲町台１丁目18番７号　リポザーレ仲町台201号室
破産者　武田　浩徳
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８８号
新潟県燕市東太田1283番地１
破産者　遠藤　尚貴
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和７年（フ）第７号
石川県羽咋郡志賀町徳田ミの４番地、従前の住所石川県羽咋郡志賀町徳田丙の52番地１
破産者　青谷　勝美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和８年（フ）第７号
石川県七尾市佐味町ロ部17番地２
破産者　戸澗　洋美
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和７年（フ）第１１４４号
京都市西京区山田弦馳町43番地
破産者　森岡　純子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第３３号
京都府亀岡市追分町大堀21―１　パサディナパーク303号室、住民票上の住所京都府亀岡市東つつじケ丘曙台４丁目１番６号
破産者　村上　昌史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

令和７年（フ）第９４号
山口県周南市中畷町５番２号　ケイニスメイジャーＤ号
破産者　小田由紀枝
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市大潟町60番地41　サンライズ大潟202号室、開始決定時の住所長崎県佐世保市鹿子前町561番地２
破産者　橋口早希子　（旧姓　波多江）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６３号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免27番地
破産者　七種　秀幸
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第４０号
群馬県太田市新井町234番地１　新井市営住宅2007号
破産者　今泉　初江
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３６号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町12番51号
破産者　寺地　真央
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第９５７号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目６番地の14　ワンハッピネス東所202
破産者　平岡　芳治
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１４２号
新潟県胎内市築地2095番地
破産者　近藤健太郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３１号
新潟県胎内市近江新409番地５
破産者　平山トヨ子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部